

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)の改正内容(トラック)について

厚生労働省 岐阜労働局

恵那労働基準監督署

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正改善基準告示の内容について
- 3 . 改善基準告示 Q & A
- 4 . 36協定新様式について

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

改善基準告示制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)



- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年)



拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)



中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、
「改善基準告示」を策定(平成元年)



令和4年12月23日 改善基準告示改正(令和6年4月1日から適用)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

旧改善基準告示について

主な内容

拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】：(1か月)トラック...293時間、
バス...4週平均1週65時間、タクシー...299時間
(1日) トラック・バス・タクシー...原則1日13時間(最大16時間)

休息期間【勤務と勤務の間の時間】：原則として継続8時間以上

運転時間：トラック...2日平均1日9時間 / 2週間平均1週44時間、バス...2日平均1日9時間 / 4週間平均1週40時間

連続運転時間：トラック・バス...4時間以内

その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

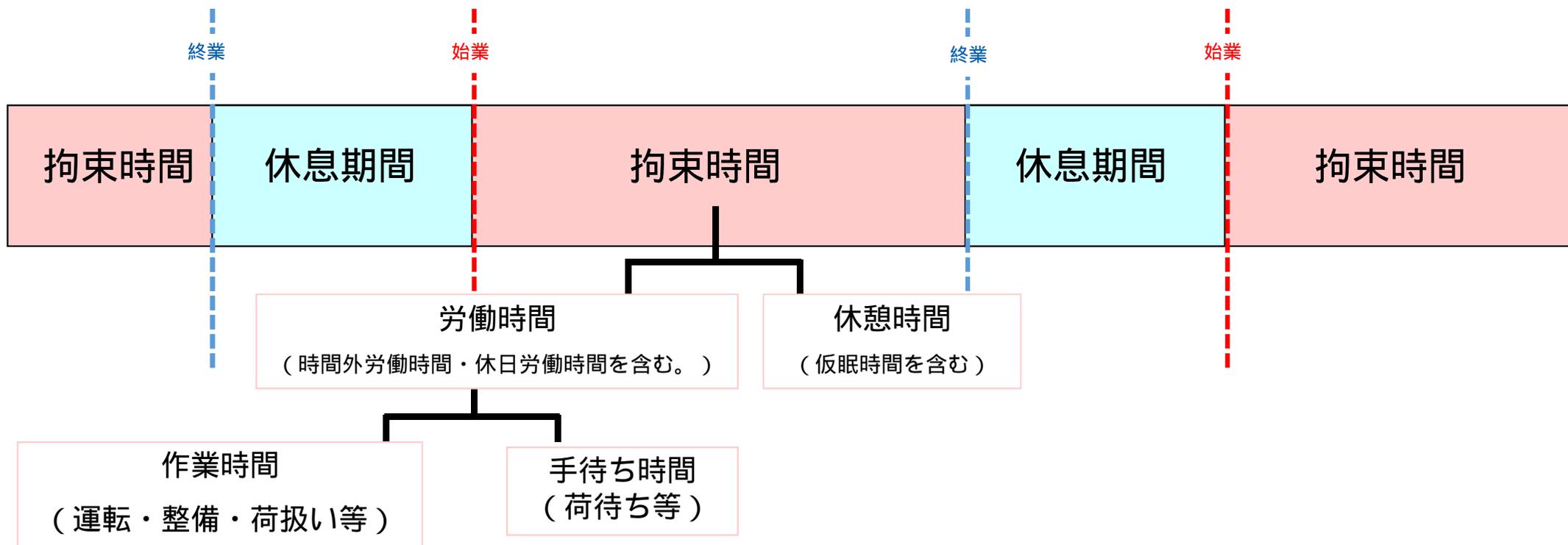
施行状況

労働基準監督署	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導 (令和3年自動車運転者を使用する事業場への監督指導...3,770件 改善基準告示違反率...53.3%)
国土交通省との連携	監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . **改正改善基準告示の内容について**
- 3 . 改善基準告示 Q & A
- 4 . 36協定新様式について

拘束時間と休息期間について

- ▶ **拘束時間**...労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間、すなわち、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいいます。
- ▶ **休息期間**...使用者の拘束を受けない期間、つまり、勤務と次の勤務との間にあって、休息期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間をいいます。休憩時間や仮眠時間等とは本質的に異なるものです



1か月の拘束時間

改正前

- ▶ 拘束時間は、1か月について293時間を超えないものとする。
- ▶ ただし、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての総拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を320時間まで延長することができる。

改正後

【原則】

- ▶ 拘束時間は、**年間の総拘束時間が3,300時間**、かつ、**1か月の拘束時間が284時間**を超えないものとする。

【例外】

- ▶ ただし、労使協定により、**年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,400時間**を超えない範囲内において、**1か月の拘束時間を310時間**まで延長することができるものとする。
この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

【1か月あたりの拘束時間について】

法定労働時間、労働した場合の1か月あたりの拘束時間は
1年間の法定労働時間：40時間×52週 = 2,080時間
(2,080時間 + 260時間) ÷ 12か月 = 195時間

1年間の休憩時間：1時間×5日×52週 = 260時間

$$\underline{3,300時間} \div 12か月 = 275時間 \quad 275時間 - 195時間 = \underline{80時間}$$

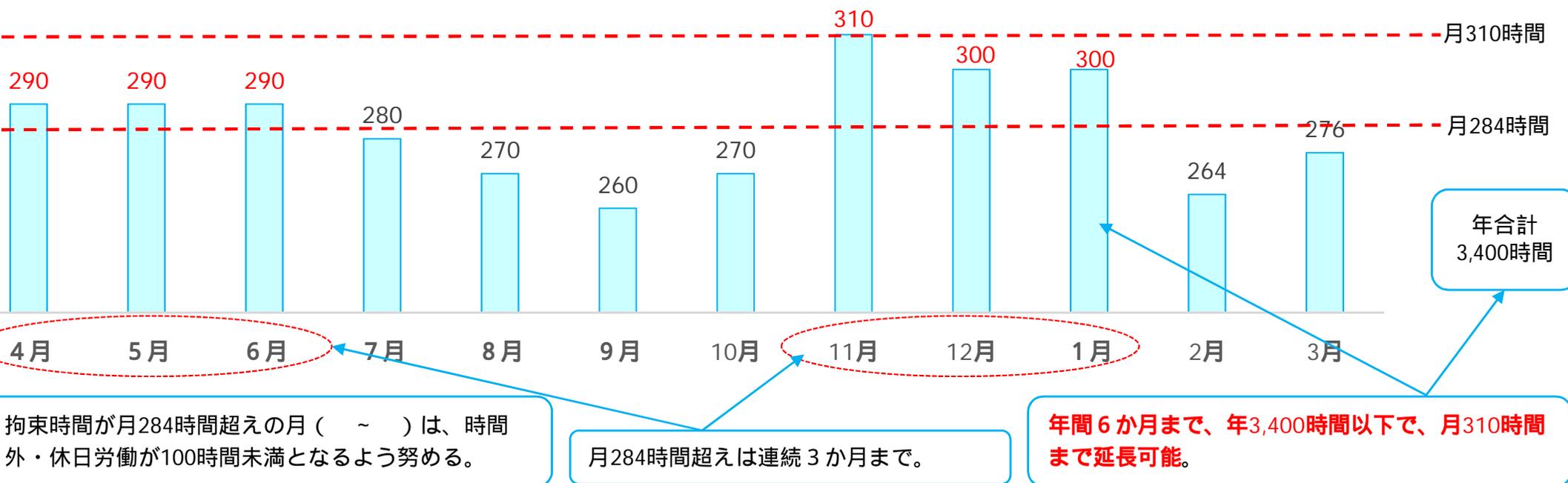
この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。

見直しの内容（改正後の拘束時間）

【例1】（1か月の拘束時間の原則）



【例2】（1か月の拘束時間の例外） 労使協定の締結が必要



1日の拘束時間

改正前

- ▶ 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は16時間とする。

この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

改正後

1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、**1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間とする。**

ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。

の場合において、**1日についての拘束時間が14時間を超える回数（ ）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。**

（ ）通達において、「**1週間について2回以内**」を目安として示すこととする。

1日の拘束休息期間

改正前

- ▶ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

改正後

休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送(1)であり、かつ、一の運行(2)における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする(3)。

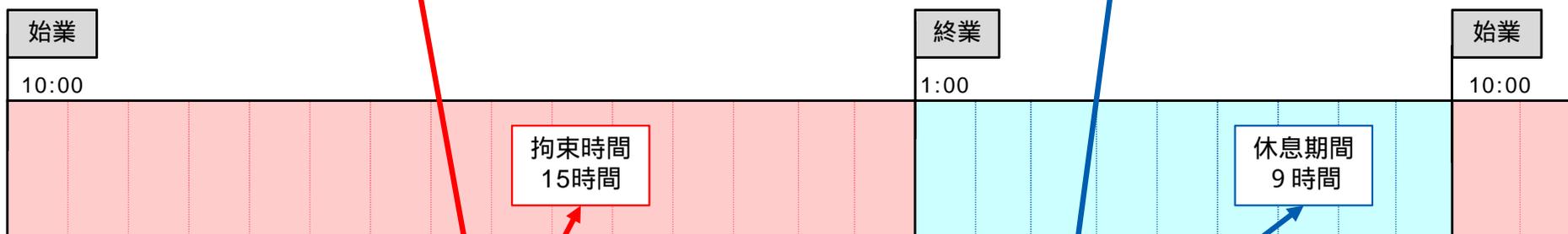
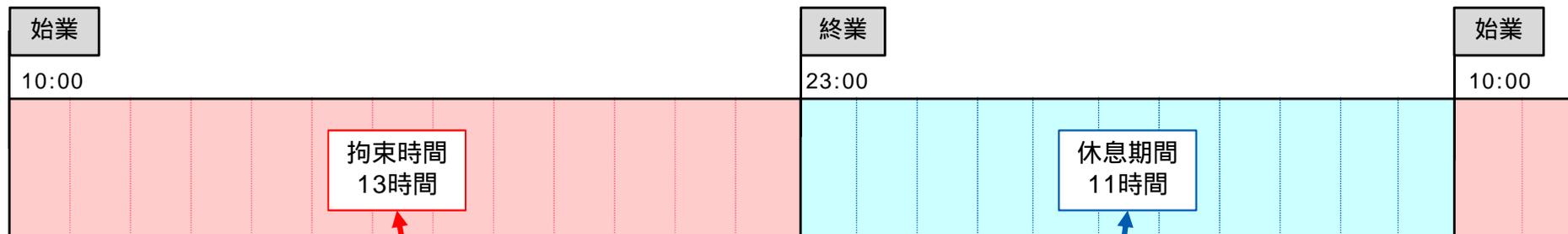
1
一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。

2
自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。

3
一の運行における休息期間のいずれかが9時間を下回る場合には、当該一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

見直しの内容（1日の拘束時間・休息期間の原則）

【例】1日の拘束時間・休息期間の原則（見直し後）



13時間以下 最大拘束15時間

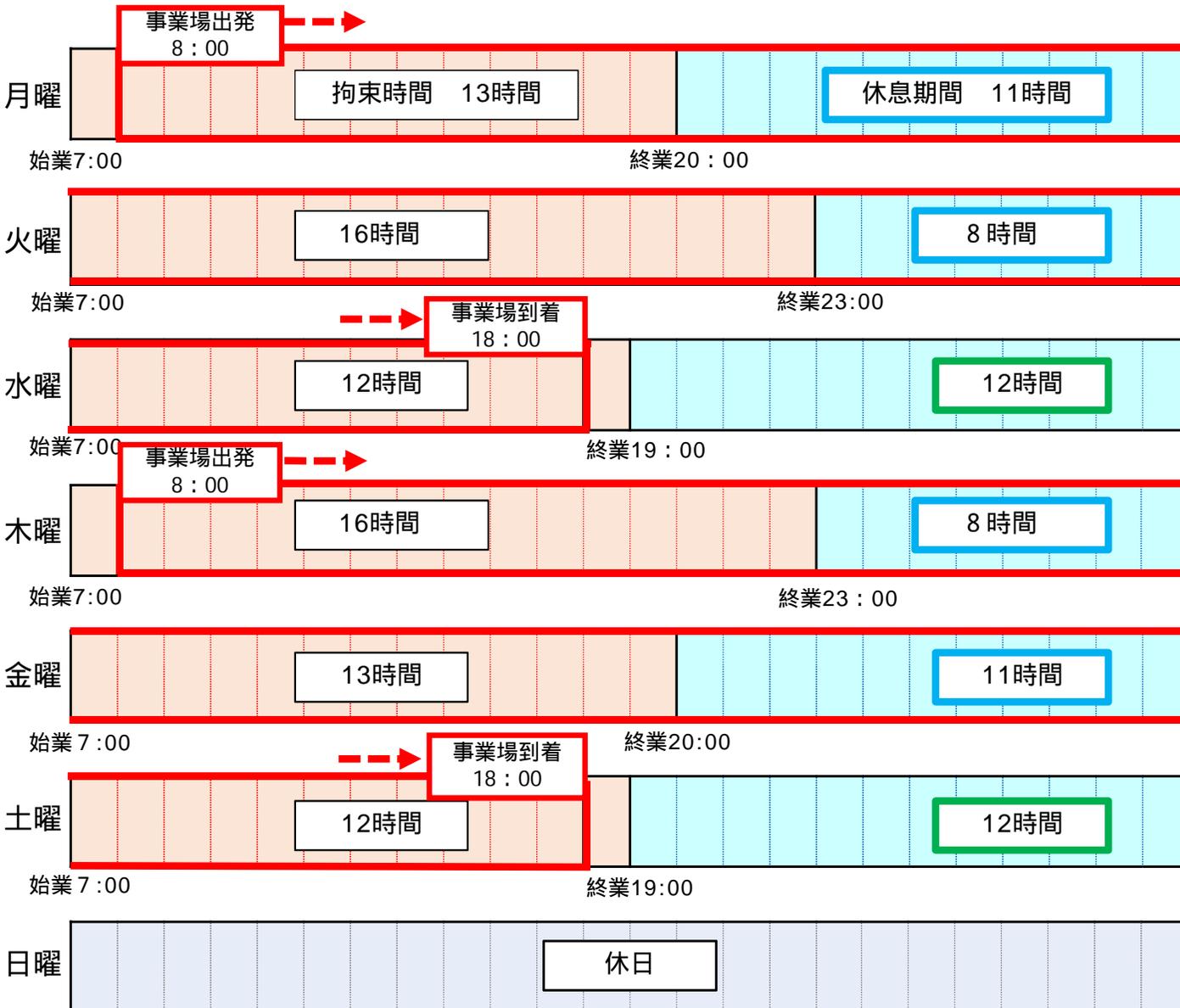
基本 継続11時間以上
下限 継続 9時間

「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、
労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。

見直しの内容（1日の拘束時間・休息期間の例外）

【例】1日の拘束時間・休息期間の例外（見直し後）

1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、当該1週間について2回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続8時間以上。



- 1週間における運行 がすべて長距離貨物運送（走行距離450km以上）
- 一の運行中における休息期間 が、住所地以外の場所
- 一の運行終了後の休息期間 は継続12時間以上

運転時間、連続運転時間

改正前

《運転時間》

- ▶ 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

《連続運転時間》

- ▶ 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

改正後

《運転時間》

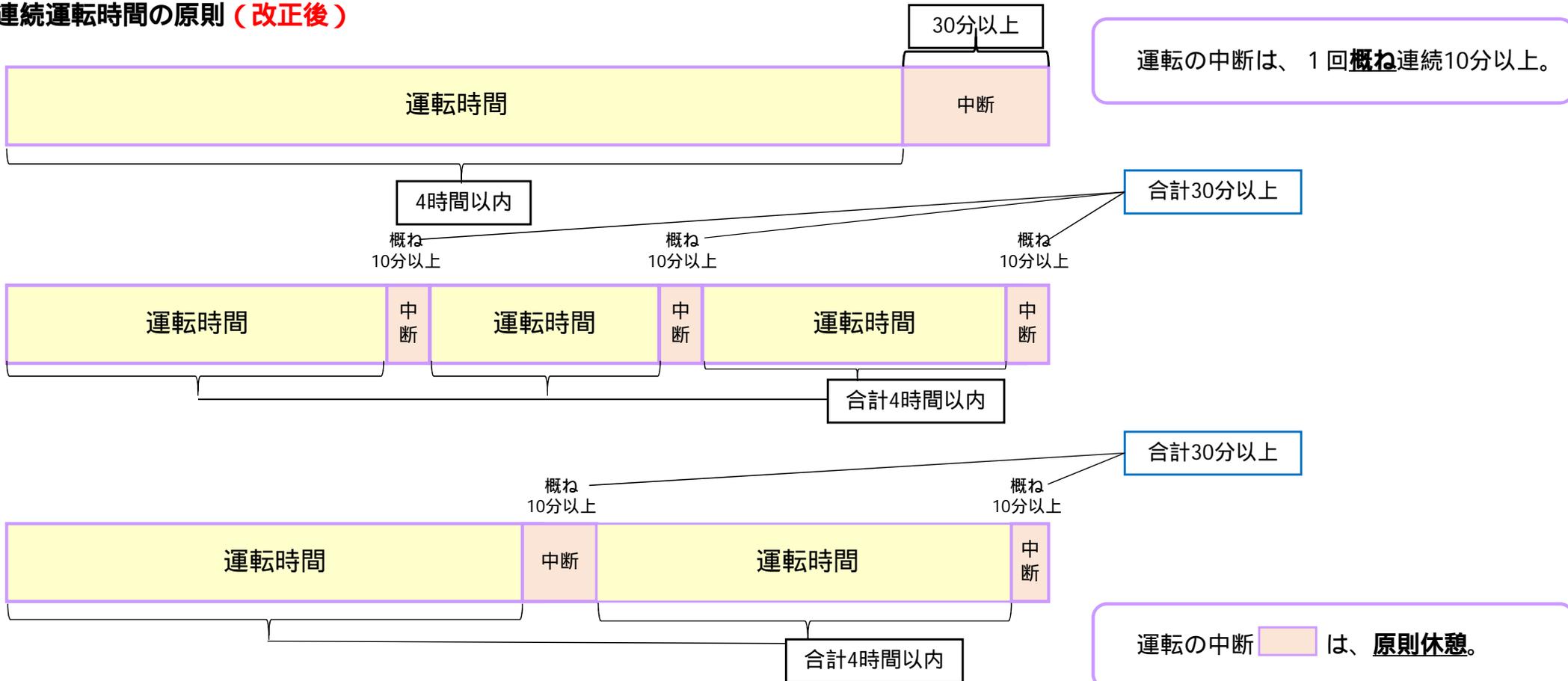
- ▶ 改正前と同じ

《連続運転時間》

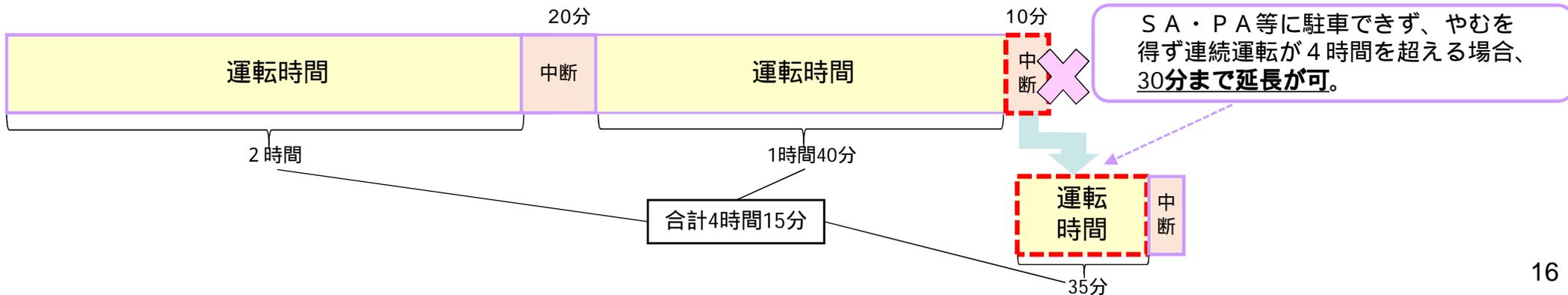
- ▶ 連続運転時間(1回が概ね連続10分以上()で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。)は、4時間を超えないものとする。当該運転の中断は、原則休憩とする。
()通達において、「概ね連続10分以上」とは、例えば、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと等を示すこととする。
- ▶ ただし、サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延長することができるものとする。

改正の内容（連続運転時間）

【例】連続運転時間の原則（改正後）



【例】連続運転時間の例外（改正後）



- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、**客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。**
- ▶ 勤務終了後は、通常どおりの休息期間（ ）を与えるものとする。
（ ）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合**
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合**

（客観的な記録により確認できる時間であること。）

次の の記録に加え、 の記録により、当該事象が発生した日時等を客観的に確認できる必要があります。

運転日報上の記録 の記録のみでは「客観的な記録により確認できる時間」とは認められません。

- ・ 対応を行った場所 ・ 予期し得ない事象に係る具体的事由
- ・ 当該事象への対応を開始し、及び終了した時刻や所要時間数

予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料。例えば次のような資料が考えられます。

- ア 修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等
- イ フェリー運航会社等のホームページに掲載されたフェリー欠航情報の写し
- ウ 公益財団法人日本道路交通情報センター等のホームページに掲載された道路交通情報の写し
（渋滞の日時・原因を特定できるもの）
- エ 気象庁のホームページ等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

予期し得ない事象の考え方について（トラック）

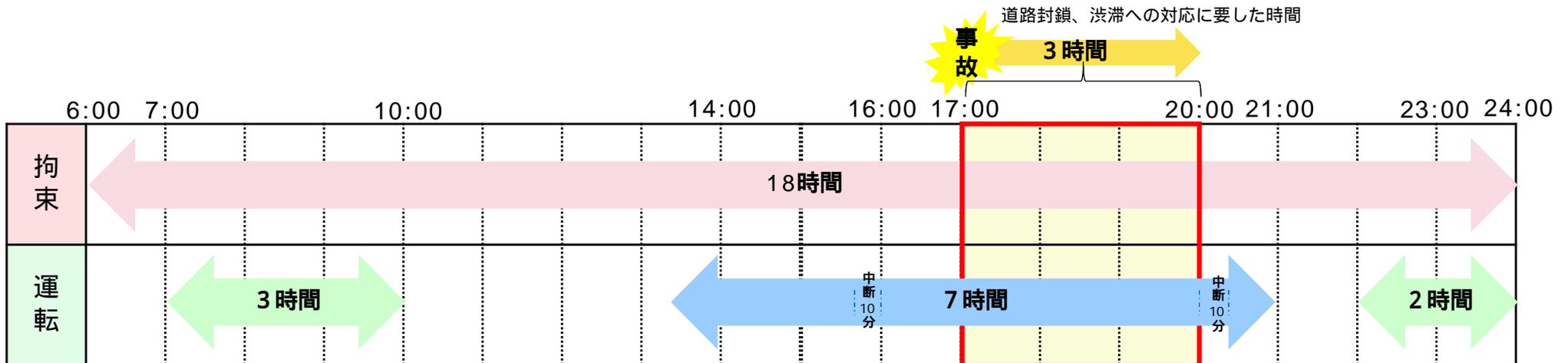
- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。

ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（ ）を与えるものとする。

（ ） 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合（ウ）



- 拘束時間 18時間 - 3時間 = 15時間（1日の拘束時間の基準を満たす）
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間）
- 運転時間 12時間 - 3時間 = 9時間（前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす）
- 連続運転時間 7時間 - 3時間 = 4時間（連続運転時間（4時間以下）の基準を満たす）

考え方

- ▶ 予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間から除くことができるが、**1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。**
- ▶ 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与える必要がある。

特例（分割休息）

改正前

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ 一定期間は、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむを得ない場合であっても2か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるものとする。

改正後

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（ ）の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
（ ）長距離貨物運送に従事する自動車運転者であって、1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は継続8時間以上
- ▶ この場合において、**分割された休息期間は、1日において1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上**でなければならないものとする。
- ▶ なお、一定期間は、1か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるが、**3分割された休息期間は1日において合計12時間以上**でなければならないものとする。
- ▶ この場合において、休息期間が3分割される日が連続しないよう努めるものとする。

【例】（改正後）

□ 拘束時間 □ 休息期間



・ 1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上



・ 3分割の場合は、合計12時間以上

特例（2人乗務）

改正前

- ▶ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は4時間まで短縮することができる。

改正後

- ▶ 現行どおり
- ▶ ただし、当該設備が次のいずれにも該当する車両内ベッド又はこれに準ずるもの（以下「車両内ベッド等」という。）であるときは、拘束時間を24時間まで延長することができる。
また、当該車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができる。
この場合において、一の運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるものとする。
ア 車両内ベッドは、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること。
イ 車両内ベッドは、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。

【例】（見直し後：ア・イの要件を満たす車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合）



改正前

【隔日勤務の特例】

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、2 1 時間を超えてはならないものとする。
- ▶ ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について3 回を限度に、この2 暦日における拘束時間を2 4 時間まで延長することができるものとする。この場合においても、2 週間における総拘束時間は1 2 6 時間（2 1 時間×6 勤務）を超えることができないものとする。
- ▶ 勤務終了後、継続2 0 時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

【フェリー特例】

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。
 - ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減算することができる。
ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2 分の1 を下回ってはならないものとする（ 1 ）。
- （ 1 ）2 人乗務の場合を除く
- なお、フェリー乗船時間が8 時間（ 2 ）を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。
- （ 2 ）2 人乗務の場合には4 時間、隔日勤務の場合には20時間

改正後

【隔日勤務の特例】

- ▶ 改正前と同じ

【フェリー特例】

- ▶ 改正前と同じ

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正改善基準告示の内容について
- 3 . 改善基準告示 Q & A
- 4 . 36協定新様式について

Q & A

Q

例えば、出勤予定の自動車運転者 A が欠勤し、運行管理者 B が代わりに運転をする場合、運行管理者 B に改善基準告示は適用されますか。

A

自動車運転者 A の欠勤のため、運行管理者 B が代わりに運転をする場合であって、B が当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分以上を超えて見込まれないときは、B は「自動車の運転の業務に主として従事する」者には該当しません。

Q

当社では、毎年、1月1日～12月31日を有効期間として拘束時間等延長の労使協定を締結し、実拘束時間についても同じ期間で計算していますが、

今回の改善基準告示の改正を踏まえ、令和6年4月1日開始の協定を締結し直さなければならないのでしょうか。

また、実拘束時間はどの時点から、新告示が適用されるのでしょうか。1年間の拘束時間は按分して計算するのでしょうか。

A

令和6年3月31日以前に締結した労使協定で拘束時間等を延長している場合で、当該協定の有効期間の終期が令和6年4月1日以後であるときは、同日開始の協定を締結し直す必要はなく、同日以後に新たに定める協定から、新告示に対応していただくこととなります。例えば、令和5年10月1日～令和6年9月30日など、令和6年4月1日をまたぐ労使協定を締結している場合は、令和6年10月1日以降の協定について、新告示に対応していただくこととなります。

Q

例えば、トラック運転者 A が運転する車両が予期せず故障し、代わりにトラック運転者 B が急ぎょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、トラック運転者 B の運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。

A

「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができる時間は、**運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られますので、代行者のトラック運転者 B が対応する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当しません。**

Q & A

Q

連続運転時間について、4時間以内に「運転の中断」が30分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。

A

連続運転時間は、4時間以内に「運転の中断」が合計30分を経過した時点で時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されることとなります。

Q

例えば、予期し得ない事象に遭遇したのが1か月の最終勤務日で、そのときに初めて改善基準告示に違反した場合、1か月の拘束時間についてはどのような計算の取扱いになるのでしょうか。

A

「予期し得ない事象への対応時間」に関する取扱いは、トラック運転者に係る1日の拘束時間、運転時間（2日平均）及び連続運転時間の例外的な取扱いとなるので、1か月の拘束時間の計算については、除くことができません。1か月の最終日に予期し得ない事象が発生したことにより、1か月の拘束時間の上限を超えることのないよう、余裕をもった運行計画を毎月作成することが望ましいです。

Q & A

Q

「運転の中断」は、「1回おおむね連続10分以上、合計30分以上」とし、「10分未満の中断は3回以上連続しない」とありますが、例えば、「運転の中断」が、9分、9分、12分で合計30分といった中断も認められるのでしょうか。例えば、5分は「おおむね連続10分以上」となるのでしょうか。例えば、道路の渋滞などにより、「運転の中断」が、9分、9分、9分、3分となった場合、どの時点が「運転の中断」と認められないのでしょうか。

A

旧告示において、「運転の中断」の下限時間を「連続10分以上」としていたところ、新告示において、これを「おおむね連続10分以上」としたのは、デジタル式運行記録計により細かな時間管理が可能になる中で、「運転の中断」の時間が「10分」にわずかに満たないことをもって直ちに改善基準告示違反とするのはトラック運転者の勤務実態等を踏まえたものではないという趣旨から見直したものです。「おおむね連続10分以上」とは、「運転の中断」は原則30分以上とする趣旨であり、**例えば10分未満の「運転の中断」が3回以上連続する等の場合は、「おおむね連続10分以上」に該当しません。**その上で、10分に満たない「運転の中断」があることをもって直ちに改善基準告示違反となるものではありません。**5分は「おおむね連続10分以上」と乖離しているため、認められません。**下図1列目の場合、3回目の9分の中断の時点で10分に満たない「運転の中断」が3回以上連続しているため、認められません。したがって、前半の2回の9分については「運転の中断」が認められますが、3回目の9分は「運転の中断」とは認められません。この場合、12分の「運転の中断」を与える必要があります。

3回目：10分以上の休憩が3回以上連続している
4回目：おおむね10分以上と乖離している

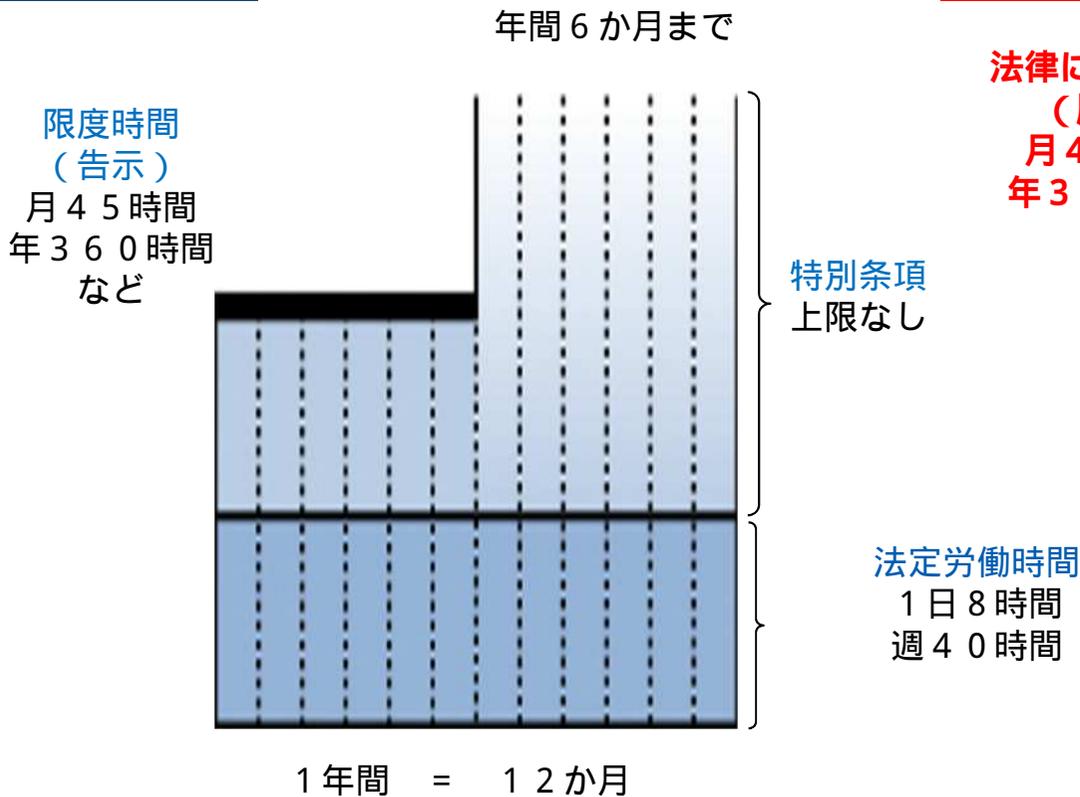
1時間	9分	1時間	9分	1時間	×9分	1時間	×3分
1時間	9分	1時間	9分	1時間	10分	1時間	9分

- 1 . 改善基準告示について
- 2 . 改正改善基準告示の内容について
- 3 . 改善基準告示 Q & A
- 4 . 36協定新様式について

時間外労働の上限規制について

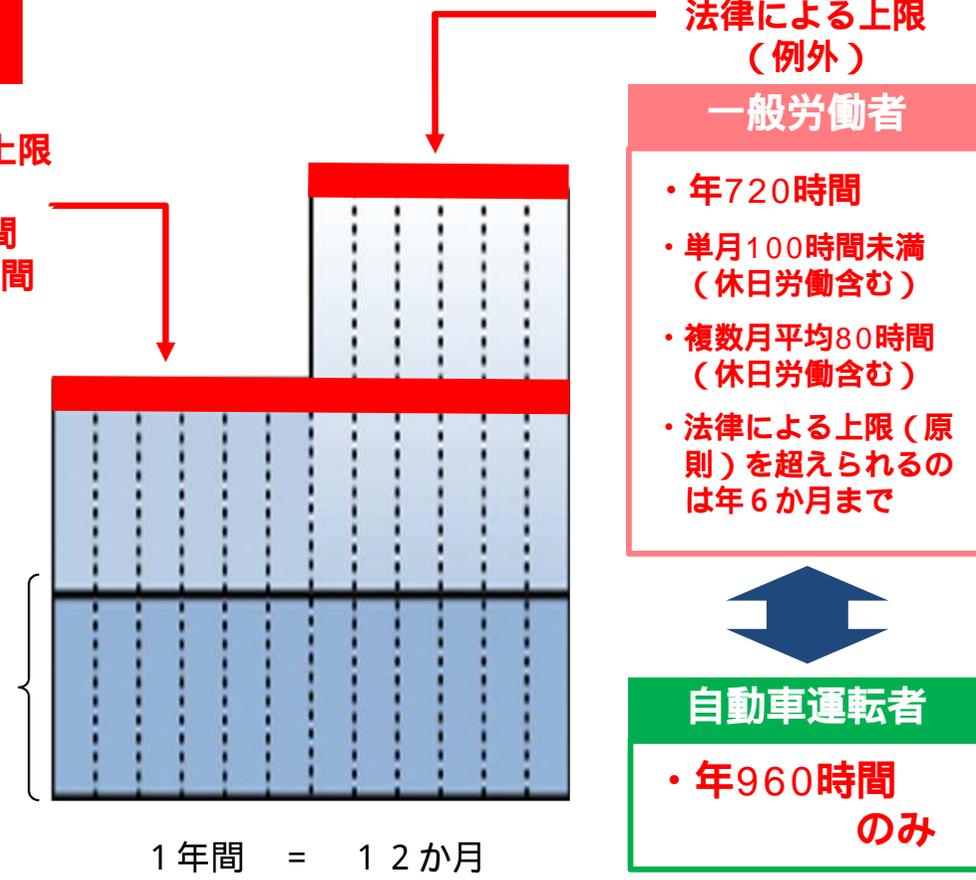
- ▶ 時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未滿（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度
- ▶ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はなかった。
- ▶ 自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
- ▶ 自動車運転業務従事者への上限規制の適用とあわせて改善基準告示が改正された。（適用 令和6年4月1日から）

法改正前



法改正後

法律による上限
(原則)
月45時間
年360時間



適用猶予業種における時間外労働の上限規制

- ▶ 自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。
- ▶ 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。

ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限（ ^{（）} ）	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限（ ^{（）} ）	80	-	-	-	-	-
年	限度時間（原則）	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間（原則）	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限（ ^{（）} ）	100	-	100 ^{（注1）}	100 ^{（注2）}	100	-
	複数月平均上限（ ^{（）} ）	80	-	80 ^{（注1）}	-	80	-
年	限度時間（原則）	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960 ^{（）} ^{（注3）} 1,860 ^{（）} ^{（注4）}	720	-

休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。

面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

時間外労働及び休日労働に関する協定届の届出までの流れ

〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結

1か月45時間・1年360時間以内の時間数^(※1)とする場合

② 様式9号の3の4を作成

1か月45時間・1年360時間を超える時間数^(※1,2)とする場合

② 様式9号の3の5を作成

又は

※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、
自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、
自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

③ ②の様式に①の協定書を添付し、
労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4
又は
様式第9号の3の5
(原本)
②

+

時間外労働及び
休日労働に関する協定書
(写)
①

- ・ 控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定届(限度時間を超えない場合)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働 に関する協定届
休日労働

労働保険番号

[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
健康保険	厚生	労働	番号	支店番号	支店番号	支店番号	支店番号	支店番号	支店番号

法人番号

[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

協定の有効期間

〇〇〇〇年4月1日 から 1年間

様式第9号の3の4 (第70条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間
一般貨物自動車運送業 (トラック)	〇〇運輸株式会社 〇〇支店	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇〇〇年4月1日 から 1年間

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)			
				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		
① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため 一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間	
		運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間	
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間	
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
		月末の決算業務	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	毎週2回	法定休日のうち、2選を通じて1回	9:00~23:00
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、4選を通じて2回	9:00~23:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと (自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名 経理担当事務員 山田 花子 (又は 〇〇運輸労働組合)

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役 氏名 田中 太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

時間外労働及び休日労働に関する協定届(限度時間を超える場合)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

様式第9号の3の5(第70条関係)

時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数				
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)※2 ①、②、③	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)										<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経理担当事務員
氏名 山田 花子

又は ○○運輸労働組合

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

○○ 労働基準監督署長殿

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③就業から就業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他